

業績ハイライト

2022年度中間期決算の概要(連結)

	(単位: 億円)				(単位: 億円)		
	2021年度 中間期	2022年度 中間期	増減		2021年度 中間期	2022年度 中間期	増減
実質業務純益 ^{※1*}	1,744	1,682	△ 62	自己資本当期純利益率 (自己資本ROE)	8.11%	7.63%	△ 0.48%
実質的な 資金関連の損益 ^{※2}	1,638	1,513	△ 124	1株当たり中間純利益 (EPS)	円 銭 296.43	円 銭 279.82	円 銭 △ 16.61
手数料関連利益*	2,032	2,175	143				
その他の利益	337	396	59				
総経費	△ 2,262	△ 2,402	△ 139	総資産	646,332	688,380	42,047
経常利益	1,520	1,451	△ 69	純資産	27,452	27,519	66
親会社株主に 帰属する中間純利益	1,110	1,040	△ 69	1株当たり純資産 (BPS)	円 銭 7,249.70	円 銭 7,406.88	円 銭 157.18
与信関係費用*	51	△ 88	△ 140	三井住友信託銀行(単体)			
				信託財産残高	248兆円	252兆円	3兆円

※1 実質業務純益は、持分法適用会社の損益等も考慮した社内管理ベースの計数です。

※2 実質的な資金関連の損益は、「資金関連利益*」に「外国為替売買損益」に含まれる外貨余資運用益を加算したものです。

用語集

実質業務純益

経常利益から、与信関係費用や株式等関係損益などの臨時的な要因の影響を控除したもので、実質的な銀行の本業の収益を表すものです。

資金関連利益

貸出金や有価証券運用による収入から、預金などに支払った利息を差し引いた収支のことです。

手数料関連利益

投資信託の販売や不動産仲介手数料、受託財産に係る信託報酬などの収支のことです。

与信関係費用

貸出金などに対する引当金の計上や償却処理に要した費用のことです。

自己資本比率等

パーセルⅢ[※]における自己資本は、「普通株式等Tier1資本」「Tier1資本」「総自己資本」の3段階で構成されており、各々をリスク・アセットで除したものを「普通株式等Tier1比率」「Tier1比率」「総自己資本比率」といいます。

普通株式等Tier1資本

資本金、資本剰余金および利益剰余金など、自己資本の中でも中核的な位置付けの資本です。

Tier1資本

普通株式等Tier1に、優先株式や永久劣後債務などの「その他Tier1資本」を加えたものです。

総自己資本

Tier1資本に、劣後債務などの「Tier2資本」を加えた資本の総額です。

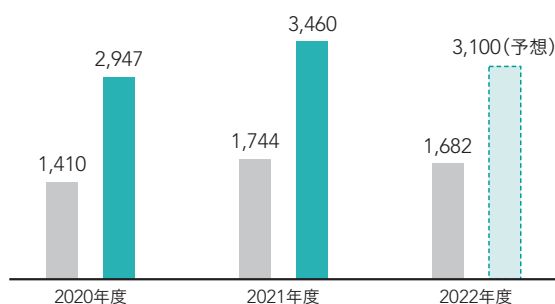
[*]のついた用語については下欄の用語集をご参照ください。

2022年度中間期振り返り

- ✓ 実質業務純益、親会社株主に帰属する中間純利益の通期予想に対する進捗率は各々54%、55%と堅調。前年同期比は、実質的な資金関連の損益の減益によりともに減益。
- ✓ 貸出金・預金はともに増加。円安影響を主因に増加した貸出金は、引き続き高い健全性を維持。
- ✓ 自己資本比率等は、規制所要水準を十分に上回る水準を引き続き確保。

■ 実質業務純益*

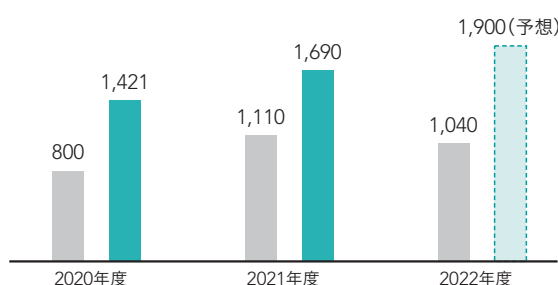
(億円)



連結: ■ 中間 ■ 通期

■ 親会社株主に帰属する中間純利益

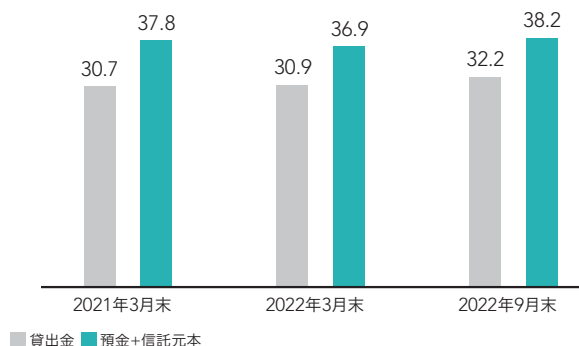
(億円)



連結: ■ 中間 ■ 通期

■ 貸出金・預金(三井住友信託銀行)

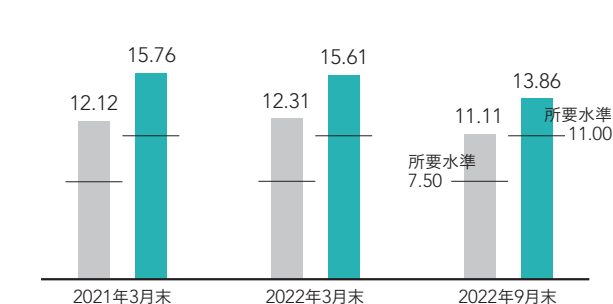
(兆円)



■ 貸出金 ■ 預金+信託元本

■ 自己資本比率等*

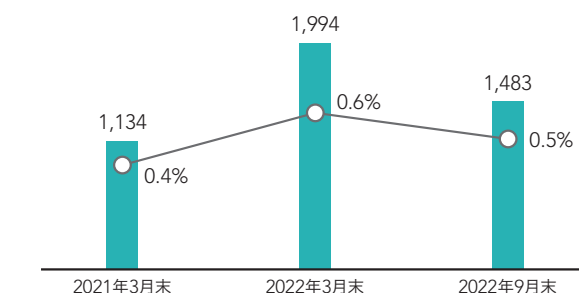
(%)



■ 普通株式等Tier1比率 ■ 総自己資本比率

■ 銀行法及び再生法に基づく債権*(三井住友信託銀行)

(億円)



■ 不良債権 ○ 不良債権比率

銀行法及び再生法に基づく債権

銀行法及び金融再生法によって開示が定められているもので、以下の通りに区分されています。一般的に「不良債権」を示すものとして使用されているものです。

破産更生等債権

破産、会社更生、再生手続などにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準じる債権です。

危険債権

債務者が「経営破綻の状態に陥っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性が高い債権」です。

要管理債権

3か月以上の延滞が発生したものや、金利減免などの貸出条件の緩和がなされた債務者に対する債権です。

※【バーゼルⅢとは】

バーゼル銀行監督委員会が2010年12月に公表し、日本では2013年3月末から段階的に導入された、国際的に活動する銀行の健全性を強化するための自己資本規制のことです。バーゼルⅢでは、万一の損失を穴埋めでき、返済不要である普通株式と内部留保などからなる「普通株式等Tier1資本」等を新たに定義し、投資や融資などのリスク資産に対する割合(「普通株式等Tier1比率」等)を一定水準以上とすることが求められます。